

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案
新旧対照条文

○ 地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第三条 （略） 2 ～ 7 （略）	附 則 第三条 当分の間、特定法人以外の特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者（改正後地共済令第二条第一項第七号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）については、法第二条第一項第一号及び第三十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定地方独立行政法人の職員をもつて組織する組合（以下この条において「組合」という。）の組合員（以下この条において「組合員」という。）としない。 2 特定法人に該当しなくなった特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該特定地方独立行政法人が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。 一 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意 二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者（組合員の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、組合員の資格を喪失する。

4 特定法人（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間勤務者を使用する特定地方独立行政法人を含む。）以外の特定地方独立行政法人は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、組合に当該特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一 当該特定地方独立行政法人に使用される二分の一以上同意対象者（組合員及び特定四分の三未満短時間勤務者をいう。次号において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該特定地方独立行政法人に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該特定地方独立行政法人に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

5 前項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間勤務者についての法第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地

8 この条において「特定法人」とは、特定地方独立行政法人であつて、当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者（七十歳未満の者のうち、法第二条第一項第一号に掲げる職員（前条第二項の規定により改正後地共済令第二条第二項の規定が適用されない者を含む。）であつて、特定四分の三未満短時間勤務者以外のものをいう。）の総数が常時五十人を超えるものをいう。

方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号）附則第三条第四項の申出が受理された日」とする。

6 第四項の申出をした特定地方独立行政法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該特定地方独立行政法人が特定法人に該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意
- 二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意
- イ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上を代表する者の同意
- ロ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上の同意

7 前項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者（組合員の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、組合員の資格を喪失する。

8 この条において「特定法人」とは、特定地方独立行政法人であつて、当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者（七十歳未満の者のうち、法第二条第一項第一号に掲げる職員（前条第二項の規定により改正後地共済令第二条第二項の規定が適用されない者を含む。）であつて、特定四分の三未満短時間勤務者以外のものをいう。）の総数が常時百人を超えるものをいう。